

住田整備だより

～昭和橋架替に伴う通行規制や迂回路についてお知らせします～

① 仮橋及び昭和橋の通行について

次のとおり「仮橋の利用」と「昭和橋の通行止め」を予定しています。

	月 日	開始時刻
仮橋の利用開始	令和4年10月28日（金）	午前10時から
昭和橋の通行止め	令和4年11月4日（金）	調整中 （次号でお伝えします）

※昭和橋の通行止めに伴い河川管理用通路との出入りが出来ません。（裏面も参照下さい）

※通行止めの情報は、周辺道路に予告看板を設置して事前により多くの方へ周知します。

② 迂回路の整備について

歩行者が迂回路として利用する「町道火石川向線」の凸凹補修や「仮橋周辺部」への防護柵の設置などの安全対策を10月に実施します。

仮橋供用後は「町道火石川向線」を多くの小中学生が利用します。

自動車で通行される方は、減速や徐行を心がけた運転をお願いします。



通学路としても利用される
町道火石川向線

③ 工事の説明会について

昭和橋周辺にお住まいの方を対象に「昭和橋撤去工事」の説明会を開催します。

開催日時等については、別途、回覧板にてお知らせします。なお、昭和橋撤去工事の請負者は株式会社佐武建設に決定しています。

昭和橋架替について、これまで3回に渡って特集してお伝えしてきております。
11月からは、いよいよ昭和橋架替の工事が本格的にスタートします。
架替が完了するまでの間、皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力の
ほどよろしくお祈いします。

【昭和橋の通行止め】

令和4年11月4日(金)から
※当日の規制開始時刻は調整中

【町道火石川向線】

路面の凸凹補修や転落防
止柵などの安全対策工事
を10月に実施予定
※一時的に通行規制が
生じます。

歩行者迂回路

歩行者迂回路

【仮橋の利用開始】

令和4年10月28日(金) 午前10時から
※歩行者(自転車含む)専用

【お問い合わせ先】

- ◎ 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター住田整備事務所
- ◎ 〒029-2311 気仙郡住田町世田米字川向102-1
- ◎ Tel:0192(22)8182 / Fax:0192(46)3715 / E-mail:BG0008@pref.iwate.jp
- ◎ ホームページ:<https://www.pref.iwate.jp/engan/sumita/1014522.html>